

家畜商廃業時の流れ

※本人死亡時は家族による代理申請

1) 県知事からの免許取消しについての通知を收受



2) 供託金取り戻し手続き

① 官報に「債権があれば6ヶ月以内に知事に申出の内容の原稿」を掲載

- 官報公告の申し込み先：宮城県官報販売所 TEL：022-261-8320 FAX：022-261-8321
住所：仙台市青葉区本町3-5-22（宮城県管工事会館1階 政府刊行物センター仙台内）
をお願いします。
- 手続き期間：公告手続き約1週間
- 公告料金：2万円の供託金を取り戻す場合は12,689円（令和7年4月現在）
3万円の供託金を取り戻す場合は19,031円
※供託金額により料金は変わります。

※供託原因消滅事由発生日（免許証の取消日）から10年経過している場合は、法務局へ御相談ください。



② 県知事に公告期間に申し立てがない旨の証明書の交付申請

- 提出書類：申請書2部＋掲載官報の写し
- 申請先：宮城県農政部畜産課
（仙台市青葉区本町3-8-1 TEL：022-211-2851）
- 手続きにかかる期間：畜産課收受後、約1週間



③ 供託した法務局（支局）へ取戻し手続き

- 必要期間：申請後約7日後に指定口座（ただし、申請者本人口座に限る）に振込
- 提出書類：
(1) 供託金払渡請求書（法務局に設置）
（申請者住所・氏名（実印押印）、供託番号、供託元本額、振込先口座番号等記入）

(2) 供託書正本

(3) 印鑑証明書

(4) 公告期間に申し立てがない旨の県知事証明 ※上記②)の証明書

(5) 住所移転時のみ：住民票1通

※本人死亡時（相続人からの請求）は上記の書類のほか、相続の状況によって求められる書類が異なるため、事前に法務局に御相談ください。

（必要書類の例）

- ・ 死亡した家畜商本人の戸籍謄本（相続用）及び除籍謄本
- ・ 相続人全員の戸籍謄本又は抄本
- ・ 遺産分割協議書（相続人全員の印鑑証明書）
- ・ 相続関係説明図